

農林水産物・食品輸出本部の運営についての一部改正案について

資料 2 - 2

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p style="text-align: center;">農林水産物・食品輸出本部の運営について 令和 2 年 4 月 3 日農林水産物・食品輸出本部決定 <u>一部改正 令和 4 年 9 月 13 日農林水産物・食品輸出本部決定</u></p> <p>農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行令（令和 2 年政令第 73 号）第 2 条の規定に基づき、農林水産物・食品輸出本部（以下「本部」という。）の運営について以下のとおり決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本部会合への出席要請について 本部は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。 2. 議事の公開について 本部会合は非公開とし、議事録は、原則として、本部会合終了後速やかに発言者名を付して公開する。 3. 配付資料の公開について 本部会合で配布された資料は、原則として、本部会合終了後速やかに公開する。 4. 今後の進め方について <ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項の基本方針については、概ね 5 年後を目途にこれを変更する。 ・ 法第 14 条第 1 項の実行計画については、本部が各年度において少なくとも 1 回、これを変更する。 	<p style="text-align: center;">農林水産物・食品輸出本部の運営について 令和 2 年 4 月 3 日農林水産物・食品輸出本部決定</p> <p>農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行令（令和 2 年政令第 73 号）第 2 条の規定に基づき、農林水産物・食品輸出本部（以下「本部」という。）の運営について以下のとおり決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本部会合への出席要請について 本部は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。 2. 議事の公開について 本部会合は非公開とし、議事録は、原則として、本部会合終了後速やかに発言者名を付して公開する。 3. 配付資料の公開について 本部会合で配布された資料は、原則として、本部会合終了後速やかに公開する。 4. 今後の進め方について <ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項の基本方針については、概ね 5 年後を目途にこれを変更する。 ・ 法第 14 条第 1 項の実行計画については、本部が各年度において少なくとも 1 回、これを変更する。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産物・食品輸出本部事務局（以下「事務局」という。）が実行計画を変更することができるものとし、概ね4か月ごとに本部又は事務局が変更する。 ・ <u>事務局が実行計画を変更する場合には、事務局が法第14条第4項に基づく認定農林水産物・食品輸出促進団体に対する意見の聴取を行うことができるものとする。</u> ・ 本部及び事務局の会合は、上記のほか、必要に応じて開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産物・食品輸出本部事務局（以下「事務局」という。）が実行計画を変更することができるものとし、概ね4か月ごとに本部又は事務局が変更する。 (新設) ・ 本部及び事務局の会合は、上記のほか、必要に応じて開催する。
--	--

(参考) 改正輸出促進法

第十四条 本部は、基本方針に即して、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画（以下この条において「実行計画」という。）を作成するものとする。

2 (略)

3 本部は、各年度において少なくとも一回、輸出促進措置の進捗及び実施の状況を取りまとめ、輸出促進措置の進捗及び実施の効果に関する評価を行い、その評価の結果及び経済事情の変動その他の情勢の推移を勘案し、実行計画に検討を加え、これを変更するものとする。

4 本部は、実行計画を作成し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、第四十三条第二項に規定する認定農林水産物・食品輸出促進団体の意見を聴かなければならない。

5・6 (略)

(認定農林水産物・食品輸出促進団体)

第四十三条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、農林水産物・食品輸出促進団体であつて、第六項各号に掲げる要件に適合すると認められるものを、その申請により、次項及び第三項に規定する業務（以下「輸出促進業務」という。）を行う者として認定することができる。

2 前項の認定を受けた者（以下「認定農林水産物・食品輸出促進団体」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

一～三 (略)

(以下略)